

## 2 労政審

### 本審の下に「基本部会」の新設を提言 ——有識者会議

厚生労働省の「働き方に関する政策決定プロセス有識者会議」（座長：小峰隆夫（法政大学大学院政策創造研究科教授）は12月14日、働き方やそれに伴う課題が多様化するなかで、旧来の労使の枠組みに当てはまらないような課題や就業構造に関する課題などの基本的課題について、新たな部会「労働政策基本部会（仮称）」（「基本部会」と略す）を労働政策審議会（本審）の下に設置し議論することなどの改革案を盛り込んだ報告書を提言した。基本部会は、公労使同数の三者構成ではなく有識者委員により構成するなどしている。

報告は、今後のスケジュールとして、改革に伴う労政審の組織に関する規定の見直しや、委員の選任については、労政審委員の次期改選期（2017年4月）を踏まえて行うとしている。

#### 有識者会議設置の経緯

#### 働き方の多様化を踏まえ労政審のあり方を検討

近年、グローバル化・IT化の進展、少子高齢化等に伴い、産業構造・就業構造の変化や働き方の多様化が進んでいる。こうしたなかで、規制改革実施計画（2015年6月30日閣議決定）では、働き方に関する政策の決定に関し、「多様な働き手のニーズに応じていくため、従来の主要関係者のみならず、様々な立場の声を吸収し、それらを政策に反映させていくための検討を行う」ことが盛り込まれた。これを受け、2016年5月公表の「規制改革実施計画のフォローアップ結果」では、「さらに、

働き方の多様化等により的確に対応した政策作りのため、労働政策審議会等の在り方について検討を行う」とされていた。

また、2016年2月には、自由民主党「多様な働き方を支援する勉強会」で、「第190回国会における「労働政策審議会に関する提言」」が出され、労働政策審議会（以下「労政審」と略す）に関して、現行の就業構造・産業構造や地域バランスを踏まえた適切な委員構成とし、闊達な議論を喚起させるよう指摘もなされていた。これらの背景を踏まえ、厚生労働省では、2016年7月から有識者を交え、政策決定プロセスのあり方について議論を重ねてきた。

#### 現状

報告では、働き方に関する政策決定プロセスの現状を冒頭でまとめている。政策決定は次のプロセスをたどることが一般的だ。

- ①法律制定・法律改正の契機としての社会的ニーズの把握、あるいは「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」や「日本再興戦略」等における労働政策に関する論点や方向性の提示等）
- ②有識者等からなる研究会や検討会によるデータ分析、課題の整理
- ③公労使同数の三者構成からなる労政審における議論（労政審の建議を踏まえ、法案要綱を厚生労働大臣が労政審に諮問し、答申）
- ④労政審の答申を踏まえ、法案を閣議決定、国会提出
- ⑤国会審議、成立、施行

労政審は、政策決定プロセスのなかでも大きな割合を占めている。労政審の下には7つの分科会が設置され、本審や分科会の下に部会が設置されている。分科会の議決をもって労政審の議決とし、部会の議決をもって本審や分科会の議決とされており、政策決定についての実質的な議論は分科会、部会で行われるのが通例となっている。

労政審は労働政策審議会令により公労使の三者構成となっており、本審は公労使委員各10名、各分科会、部会も労使同数となっている。分科会・部会も基本は公労使同数だ。労使の委員については、労使の代表的団体の意見を踏まえ厚生労働大臣が選任している。

#### 課題

#### 横断的・中長期議論の不足が課題

報告は、政策決定プロセスの課題についてもまとめた。まず、議論する政策課題と議論の場について、労政審での議論が分科会・部会単位で行われていることから、これらの単位での課題設定になりがちである点を挙げた。分科会・部会を横断するような課題については議論されにくい環境にある、としている。

また、近年、骨太の方針や日本再興戦略等の政府決定で基本的な方針が示されたことを踏まえて法改正の議論を始めることも多いことから、労政審での議論は法改正の具体的な内容が中心となり、中長期的な課題についての議論が不足していることも指摘した。データやエビデンスに基づく議論も、必ずしも十分とは言い難いとしている。

議論のスピードについては、政策決定プロセス全体のなかでは、国会において継続審議になっている期間等を除けば、特定の部分で時間がかかっているようなことは見られないとした。その一方で、課題設定のタイミングが遅く、労政審の俎上に載せるまでに時間を要する場合もある、などと指摘している。

### 新規成長分野、非正規雇用労働者等の意見反映にも課題

報告は、多様な意見の反映についての課題も指摘した。現在の労政審の委員構成を見ると、年齢別では50代・60代が全体の約4分の3を占めており、勤務地別では東京都が9割弱を占めている。労使の委員を代表産業別で見ると、製造業が半分弱を占め、実際の雇用者割合に比べて非常に高くなっており、逆に、卸売業・小売業・宿泊業・飲食サービス業や医療・福祉などの分野では、実際の雇用者割合と比べて委員の割合が低い。特に、新規成長分野の企業や非正規雇用労働者などは既存の労使団体に所属していない場合が多く、委員に選出されにくくなっている、などとした。

#### 改革案

### 公労使三者構成による議論は適切

報告はこれらの課題を踏まえ、働き方に関する政策決定プロセスについての改革案をまとめた。

まず、議論する政策課題と議論の場については、現場を熟知した労使が法律の制定・改正等の議論に参画することは、現場の実態を踏まえた議論が尽くされること、当事者である労使の合意形成が図られることなどから、実効性のある法制度となり、遵守もされるという意義があることを強調した。特

に次の事項については、公労使同数の三者構成による現行の分科会・部会で議論することが適切としている。

- ①我が国が批准しているILO条約で要請されている事項（最低賃金制度の運用、職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務（職業紹介、訓練、労働移動支援、雇用保険制度等）に関する政策の立案）
- ②中央レベルの労使交渉的側面がある職場の労働条件（労働時間、賃金、安全衛生等）など労使を直接縛るルールに関する法律等の制定・改正

### 労政審本審の下に有識者委員による「基本部会」新設を提言

その一方で、報告は、働き方やそれに伴う課題が多様化するなか、旧来の労使の枠組みに当てはまらないような課題や就業構造に関する課題などの基本的課題については、必ずしも公労使同数の三者構成にとられない体制で議論を行った方がよいとの考えも示した。

これを踏まえ、基本的な課題については新たな部会（「労働政策基本部会（仮称）」（以下「基本部会」）を労政審本審の下に設置し議論するとの改革案を提言した。

基本部会は、公労使同数の三者構成ではなく有識者委員により構成するものとし、課題に応じて高い識見を有する者を選任する、としている（このなかには、企業や労働者の実情を熟知した者も含める）。また、基本部会では、委員からの課題の提起を受けて議論を始めることもあり得る、としている。

なお、報告は、ほとんど全ての法律の制定・改正を労政審で議論するということは、「我が国が批准しているILO条約で要請されているものを除く

と法制度の実効性を確保する等の観点から慣行的に行われているもの」であると指摘。他の会議等から提言された課題について、課題の性質や議論の状況等を勘案しつつ、慣行を見直し、柔軟な対応を行う、とした。

また、データやエビデンスに基づく議論については、基本部会の運営に当たって、各委員がデータに基づく問題提起やエビデンスの提示等を行い、議論をすることが望まれるとし、事務局も可能な限りデータやエビデンスを収集・整理し、これを提供すべきとしている。

議論のスピードについては、労政審での議論のみでなく、課題設定から法案成立までのトータルのスピードを速めるように労働政策の決定プロセスを運用する、としている。また、適切な課題設定を行うためには、労働政策の評価が重要となることから、労働施策の運用実績の点検・評価も行う。

多様な意見の反映については、分科会・部会及び本審の労使の委員の選任に当たって、産業構造、就業構造等にできる限り配慮する、とした（例えば、多様な年齢や雇用形態、商業・サービス業、医療・福祉、IT関係等の委員を増やす等）。

また、分科会、部会において、課題によって、多様な意見、利害を反映させるため、労使団体の代表以外の臨時委員あるいは専門委員を臨時的に任命することも盛り込んだ。委員の任命で反映しきれない部分については、ヒアリング等を活用する、としている。

そのほか、多様な意見・利害を反映させる観点から、情報通信技術の発展に応じてテレビ会議等に関する機器を整備しつつ、地方人材の登用を促進する、などとしている。（調査部）